

花とみどりの市町応援プロジェクト事業実施要領
(制定：令和6年7月12日 農林水第17-186号)

(目的)

第1条 令和5年4月に「花とみどりの三重づくり条例」が施行され、県では、市町等の関係者と連携し、公共施設や社会福祉施設等における花とみどりの活用推進、街路樹等の機能の発揮などの施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

その施策の一つとして、市町が実施する花やみどりの活用に関する取組を支援し、県内での花とみどりの普及拡大につなげる。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、三重県内の市町とする。

(事業の内容)

第3条 知事は、前条に規定する事業実施主体が取り組む次の内容に係る経費であって、第6条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ適當と認めるものについて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「三重県補助金等交付規則」、「農林水産部関係補助金等交付要綱」、「農産園芸課補助金等交付要領」に基づき、予算の範囲内において補助する。

- (1) 公共施設等での花きの展示PR
 - (2) 公共施設等の花壇や植栽スペースへの花きの植栽
 - (3) 花植え活動等を行うボランティア団体への花材提供
 - (4) 花きを使用したフラワー・アレンジメントや寄せ植え等の花育・緑育体験教室の開催
 - (5) 県産の花きをPRするための情報発信に係る活動
 - (6) 市町が参画する協議会等の組織(※)による花きの展示PR、花育・緑育体験教室の開催、情報発信にかかる活動等
 - (7) その他、県が適當と認める活動
- ※代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めのある協議会等に限る。

(補助率)

第4条 事業費の1／3以内（補助金額の上限は166千円とする）

※全体の申請補助金額が県予算額を上回る場合には、申請補助金額を減額する。

(事業の実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条

1 補助対象経費

各取組における補助対象経費は次のとおりとする。

取組事項	対象経費	備考
(1) 公共施設等での花きの展示PR	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・資機材費 ・役務費 ・雑役務費 ・委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費は花材代 ・資機材費は展示什器等の借上料 ・役務費は輸送、撤収費 ・雑役務費は振込手数料 ・委託費は福祉事業所等への植栽や栽培管理等の委託料 ・講師謝金は体験教室の開催に係る講師への謝金
(2) 公共施設等の花壇や植栽スペースへの花きの植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・役務費 ・雑役務費 ・委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師旅費は体験教室の開催に係る講師への旅費
(3) 花植え活動等を行うボランティア団体への花材提供	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・役務費 ・雑役務費 ・委託費 	
(4) 花きを使用したフラワーアレンジメントや寄せ植え等の花育・緑育体験教室開催	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・講師旅費 ・原材料費 ・役務費 ・雑役務費 ・委託費 	
(5) 県産の花きをPRするための情報発信に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・印刷製本費 ・委託費 	
(6) 市町が参画する協議会等の組織による花きの展示PR、花育・緑育体験教室の開催、情報発信にかかる活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・講師旅費 ・原材料費 ・役務費 ・雑役務費 ・印刷製本費 ・委託費 	

2 留意事項

- ・補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- ・事業に使用する花材は、可能な限り県産のものを使用するよう努めるものとする。

(事業実施計画の提出)

第7条 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙様式第1号）を作成し、管内の農林水産（農政、農林）事務所を経由して、知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認・通知)

第8条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、この内容を確認し、適當と認めるときは、予算の範囲内でこれを承認し、事業実施主体に対して通知するものとする。

(事業計画の変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 事業実施主体は、次に掲げる事由が生じた場合、前条の手続に準じて、変更（中止又は廃止）承認申請書を管内の農林水産（農政、農林）事務所を経由して知事に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 補助対象経費の変更（30%以下の減額を除く。）
- (2) 事業の中止又は廃止

(事業計画の変更、中止又は廃止の承認・通知)

第10条 知事は、前条による申請があった場合には、この内容を確認し、適當と認めるときは、これを承認し、事業実施主体に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、農産園芸課補助金等交付要領第3条の規定に基づく補助金交付申請書（基本第1号様式）を提出し、三重県補助金等交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定（以下、「交付決定」という。）を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

2 知事は、事業実施主体から交付要領第8条の規定に基づく精算払請求書または概算払請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の着手)

第12条 事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は交付決定前着手届（別紙様式第2号）を知事に提出するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第13条 事業実施主体は、実績報告書（別紙様式第3号）を作成し、事業完了の日から15日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、管内の農林水産（農政、農林）事務所を経由して知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。